令和８年11月25日付鳥取県公報号外第59号別冊

令和７年度決算に係る

定期監査結果報告書

令和８年１１月

鳥　取　県　監　査　委　員

第　１　３　５　号
令和８年１１月２５日

鳥取県議会議長　福田俊史　様
鳥取県知事　平井伸治　様
鳥取県教育委員会教育長　足羽英樹　様
鳥取県公安委員会委員長　笠田直樹　様
鳥取県人事委員会委員長　細田耕治　様
鳥取県労働委員会会長　小松哲也　様

鳥取県監査委員　高務裕子

鳥取県監査委員　牧田宗大

鳥取県監査委員　山根こころ

鳥取県監査委員　伊藤保

定期監査結果報告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第４項の規定に基づき、鳥取県監査基準（令和２年鳥取県監査委員告示第１号）に準拠して令和７年度決算に係る定期監査を執行したので、同条第９項に規定する監査の結果に関する報告及び同条第10項に規定する意見を次のとおり提出します。

目　　次

第１　監査結果報告 ····· 1

１　監査の概要 ····· 1

（１）監査の種類 ····· 1

（２）監査の範囲及び目的 ····· 1

（３）監査の実施方法 ····· 1

（４）監査対象機関の数 ····· 2

（５）監査実施期間 ····· 2

（６）監査の執行者 ····· 2

２　監査の実施状況 ····· 3

（１）概要 ····· 3

（２）勧告 ····· 3

（３）指摘・注意事項及び実施状況 ····· 3

ア　政策統轄総局 ····· 4

イ　令和の改新戦略本部 ····· 4

ウ　輝く鳥取創造本部 ····· 5

エ　男女協働未来創造本部 ····· 6

オ　総務部 ····· 6

カ　危機管理部 ····· 7

キ　地域社会振興部 ····· 8

ク　福祉保健部 ····· 8

ケ　子ども家庭部 ····· 9

コ　生活環境部 ····· 10

サ　商工労働部 ····· 11

シ　農林水産部 ····· 12

ス　県土整備部 ····· 13

セ　総合事務所 ····· 14

ソ　会計管理部 ····· 15

タ　企業局 ····· 15

チ　病院局 ····· 16

ツ　教育委員会 ····· 16

テ　警察本部 ····· 18

ト　監査委員事務局 ····· 19

ナ　人事委員会事務局 …… 19
ニ　労働委員会事務局 …… 19
ヌ　県議会事務局 …… 20

第２　定期監査の監査意見…… 21
１　補助金等交付事務における仕入控除税額の取扱いについて…… 21
２　高校生の奨学制度のあり方について…… 22
３　教員の採用方法について…… 24
４　公益財団法人鳥取県産業振興機構に対する支援のあり方について…… 25

第３　重点事項の調査結果…… 26
○　補助金交付事務における消費税及び地方消費税の取扱いについて

（参考１）令和７年度決算に係る定期監査の処置の概要…… 34
（参考２）監査処置基準等について…… 37
（参考３）令和７年度決算に係る定期監査結果に基づく指摘事項…… 40

第１　監査結果報告

１　監査の概要

鳥取県監査基準（令和２年鳥取県監査委員告示第１号。以下「監査基準」という。）に準拠し、及び鳥取県監査実施要綱（令和２年２月18日監査委員決定。以下「実施要綱」という。）に基づき、次のとおり監査を実施した。

（１）監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第199条第１項及び第４項の規定に基づく定期監査

（２）監査の範囲及び目的

監査基準第２条第１項第１号の規定に基づき、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最小の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかを確認することを目的として実施した。

（３）監査の実施方法

定期監査は、実施要綱第２章に基づき事務監査を行い、その後、本監査を行った。

ア　事務監査

複数の職員が監査資料を基にして、責任ある立場にある者及び担当者から説明を聴取し、関係する書類又は帳簿を検査し、並びに必要に応じて、資料の提出を求め、又は現場を検分する方法により行った。ただし、監査等執行計画において、監査対象機関の本監査を書面監査により実施することとした監査対象機関については、監査資料を基に行った。

イ　本監査

監査資料を基にして実地監査を行ったが、監査等執行計画において書面監査により実施することとしている監査対象機関の本監査は、監査資料を基に書面監査を行った。

（４）監査対象機関の数

区　　分	監査対象機関の数	監査を実施した機関の数	左の内訳	
			実地監査	書面監査
知事部局	158	158	58	100
企業局	3	3	1	2
病院局	3	3	2	1
教育委員会	49	49	11	38
警察本部	10	10	0	10
各種委員会等	3	3	1	2
県議会事務局	1	1	0	1
合　　計	(228) 227	(228) 227	(71) 73	(157) 154

注１　機関数は、総合事務所の各局をそれぞれ１機関としている。

２　合計欄の（　）は前年度の数である。

（５）監査実施期間

事務監査：令和８年２月９日から同年９月28日まで

本 監 査：令和８年３月24日から同年10月１日まで

（６）監査の執行者

監査執行者は、次のとおりである。

監査委員　　高　務　裕　子

同　　牧　田　宗　大

同　　山　根　こころ

同　　伊　藤　　保

なお、地方自治法第199条の２（監査執行上の除斥）の規定により、監査委員伊藤保は、県議会事務局について監査を行っていない。

２　監査の実施状況

（１）概　要

監査の処置区分には勧告、指摘及び注意がある。不適正の度合いが重大なもの又は著しく妥当性を欠くもの等のうち、監査委員が特に必要と認めたものは**勧告事項**とし、それ以外のものを**指摘事項**とした。また、不適正の度合いが比較的軽易なものは**注意事項**とした。

（２）勧　告

今回、監査を行った結果、勧告事項に該当するものは認められなかった。

（３）指摘・注意事項及び実施状況

指摘事項については、該当する事項があったので、その内容を公表するとともに、別途文書により該当する部局長及び監査対象機関の長に対し、今後適切な取扱い又は改善を行うよう通知し、その処理方針について回答を求める。

また、次に掲げるとおり注意事項に該当する事項もあったので、該当する部局長及び監査対象機関の長に対し、別途文書により是正を求め、又は注意を喚起する。

ア　予算事務

支出負担行為の予算管理の不適正

イ　収入事務

多額の未収金、督促状の未発行・発行遅延、その他の収入事務手続の不適正

ウ　支出事務

支出金額の誤り、支出の証拠書類の不備、その他の支出事務手続の不適正

エ　契約事務

契約内容の不備、その他の契約事務手続の不適正

オ　補助金等事務

交付（変更）申請書の受理の遅延、その他の補助金等に係る事務手続の不適正

カ　財産管理事務

金券類受払簿の記載不備・確認漏れ等、タクシーチケット利用承認（報告）簿等の記載不備・確認漏れ等、その他の財産管理事務手続の不適正

キ　その他の事務

出納員等の任命手続の不備、その他の事務手続の不適正

なお、指摘事項の内容は、次の実施機関別の状況に記載している。

○　実施機関別の状況

ア　政策統轄総局

（ア）本監査の実施機関、実施日及び実施方法

実施機関	実施日	実施方法
政策統轄課	令和８年７月13日	実地監査
協働参画課	令和８年８月10日	書面監査

（イ）監査結果

財務に関する事務の執行について、比較的軽易な注意すべき事項があった。

イ　令和の改新戦略本部

（ア）本監査の実施機関、実施日及び実施方法

実施機関	実施日	実施方法
とっとり未来創造タスクフォース	令和８年８月10日	書面監査
政策戦略局 令和の改新推進課	令和８年９月１日	〃
〃 総合統括課	令和８年８月10日	〃
〃 広報課	令和８年８月５日	〃
〃 東京本部	令和８年７月15日	実地監査
〃 関西本部	令和８年７月15日	〃
〃 名古屋代表部	令和８年８月10日	書面監査
税務課	令和８年７月30日	実地監査
財政課	令和８年９月２日	〃
デジタル局兼行政体制整備局 デジタル改革課	令和８年８月27日	書面監査
デジタル局 デジタル基盤整備課	令和８年８月５日	〃
東部県税事務所	令和８年８月５日	〃

実　施　機　関	実　施　日	実施方法
中部県税事務所	令和８年８月５日	書面監査
西部県税事務所	令和８年８月５日	〃

（イ）監査結果

財務に関する事務の執行について、指摘すべき事項及び比較的軽易な注意すべき事項があった。

〔指摘事項〕

○　夢みなとタワー鳥取県大阪・関西万博サンドアライアンス交流記念エリア（仮称）設置業務委託契約について、遡って変更契約していた。（政策戦略局関西本部）

ウ　輝く鳥取創造本部

（ア）本監査の実施機関、実施日及び実施方法

実　施　機　関	実　施　日	実施方法
中山間・地域振興局 中山間・地域振興課	令和８年７月28日	実地監査
〃 交通政策課	令和８年８月24日	〃
観光交流局 観光戦略課	令和８年９月９日	書面監査
〃 国際観光課	令和８年８月28日	実地監査
〃 交流推進課	令和８年９月14日	書面監査
〃 まんが王国官房	令和８年８月21日	〃

（イ）監査結果

財務に関する事務の執行について、指摘すべき事項及び比較的軽易な注意すべき事項があった。

〔指摘事項〕

○　鳥取空港国際線ターミナル空調熱源機器改修事業に充当する空港脱炭素化推進事業費補助金について、消費税等を含まず国庫補助金の事務手

続を行ったため、消費税相当額の交付を受けられなかった。（中山間・地域振興局交通政策課）

○　負担金（観光情報システム分担金）について、支払が遅延しているものがあった。（観光交流局観光戦略課）

○　委託料（令和７年度米子鬼太郎空港リムジンバスの運行業務（ソウル便）委託契約に係る概算払額）の歳出戻入について、返納手続が遅延していた。（観光交流局国際観光課）

○　令和６年度米子鬼太郎空港リムジンバスの運行業務（ソウル便）委託契約に係る委託料の額の確定に伴う返納金について、返納手続が遅延していた。（観光交流局国際観光課）

○　「まんが王国とっとり生誕104年水木しげる生誕祭」制作業務委託契約について、遡って契約していた。（観光交流局まんが王国官房）

エ　男女協働未来創造本部

（ア）本監査の実施機関、実施日及び実施方法

実施機関	実施日	実施方法
未来創造課	令和８年８月10日	書面監査
県民運動課	令和８年８月14日	〃

（イ）監査結果

財務に関する事務の執行について、比較的軽易な注意すべき事項があった。

オ　総務部

（ア）本監査の実施機関、実施日及び実施方法

実施機関	実施日	実施方法
総務課	令和８年８月21日	書面監査
政策法務課	令和８年８月17日	〃
営繕課	令和８年７月30日	実地監査
統計課	令和８年８月27日	書面監査
行政監察・法人指導課	令和８年８月27日	〃

実施機関	実施日	実施方法
教育学術課	令和８年８月28日	書面監査
総合事務センター 庶務集中課	令和８年８月27日	〃
〃 物品契約課	令和８年８月21日	〃
行政体制整備局 人事企画課	令和８年７月30日	実地監査
〃 職員支援課	令和８年８月25日	書面監査
〃 職員人材開発センター	令和８年９月４日	〃
〃 行財政改革推進課	令和８年８月31日	〃
公文書館	令和８年７月29日	〃

（イ）監査結果

財務に関する事務の執行について、比較的軽易な注意すべき事項があった。

カ　危機管理部

（ア）本監査の実施機関、実施日及び実施方法

実施機関	実施日	実施方法
危機管理政策課	令和８年８月４日	書面監査
危機対策・情報課	令和８年８月21日	〃
原子力安全対策課	令和８年８月21日	〃
消防防災課	令和８年８月25日	〃
消防防災航空センター	令和８年８月21日	〃
消防学校	令和８年８月18日	〃

（イ）監査結果

財務に関する事務の執行について、比較的軽易な注意すべき事項があった。

キ　地域社会振興部

（ア）本監査の実施機関、実施日及び実施方法

実施機関	実施日	実施方法
市町村課	令和８年８月24日	実地監査
県民課	令和８年９月17日	書面監査
文化政策課	令和８年９月24日	〃
美術館	令和８年６月５日	実地監査
人権尊重社会推進局 人権・同和対策課	令和８年７月13日	〃
スポーツ振興局 スポーツ課	令和８年７月13日	〃
〃 関西ワールドマスターズゲームズ課	令和８年９月17日	書面監査
文化財局 文化財課	令和８年９月17日	〃
〃 とっとり弥生の王国推進課	令和８年９月25日	〃
東部地域振興事務所	令和８年４月14日	実地監査
埋蔵文化財センター	令和８年９月９日	書面監査
青谷かみじち史跡公園	令和８年９月14日	〃
むきばんだ史跡公園	令和８年９月14日	〃

（イ）監査結果

財務に関する事務の執行について、指摘すべき事項及び比較的軽易な注意すべき事項があった。

〔指摘事項〕

○　令和７年度コネクションズ展に係る関連プログラムと作品撤去指導等業務委託契約について、遡って変更契約していた。（美術館）

ク　福祉保健部

（ア）本監査の実施機関、実施日及び実施方法

実施機関	実施日	実施方法
ささえあい福祉局 福祉保健課	令和８年９月17日	書面監査

実施機関	実施日	実施方法
ささえあい福祉局 孤独・孤立対策課	令和８年８月21日	書面監査
〃 福祉監査指導課	令和８年９月24日	〃
〃 障がい福祉課	令和８年７月24日	実地監査
〃 長寿社会課	令和８年８月５日	〃
健康医療局 健康政策課	令和８年９月25日	書面監査
〃 医療政策課	令和８年７月28日	実地監査
〃 医療・保険課	令和８年８月24日	〃
感染症対策センター	令和８年８月21日	書面監査
精神保健福祉センター	令和８年９月４日	〃
鳥取看護専門学校	令和８年４月９日	実地監査
倉吉総合看護専門学校	令和８年８月27日	書面監査

（イ）監査結果

財務に関する事務の執行について、指摘すべき事項及び比較的軽易な注意すべき事項があった。

〔指摘事項〕

○　令和５年度鳥取県救急救命士病院実習受入促進事業費補助金について、実績報告書の受理が遅延していた。（健康医療局医療政策課）

ケ　子ども家庭部

（ア）本監査の実施機関、実施日及び実施方法

実施機関	実施日	実施方法
子育て王国課	令和８年７月24日	実地監査
家庭支援課	令和８年７月24日	〃
子ども発達支援課	令和８年９月11日	書面監査
福祉相談センター	令和８年４月９日	実地監査
喜多原学園	令和８年８月27日	書面監査

実施機関	実施日	実施方法
皆成学園	令和８年９月４日	書面監査
総合療育センター	令和８年９月９日	〃
鳥取療育園	令和８年９月３日	〃
中部療育園	令和８年８月25日	〃

（イ）監査結果

財務に関する事務の執行について、比較的軽易な注意すべき事項があった。

コ　生活環境部

（ア）本監査の実施機関、実施日及び実施方法

実施機関	実施日	実施方法
環境立県推進課	令和８年９月14日	書面監査
脱炭素社会推進課	令和８年９月８日	実地監査
衛生環境研究所	令和８年９月14日	書面監査
原子力環境センター	令和８年９月14日	〃
自然共生社会局 自然共生課	令和８年９月17日	〃
〃 循環型社会推進課	令和８年９月８日	実地監査
〃 水環境保全課	（一般会計） 令和８年７月16日	書面監査
	(天神川流域下水道事業会計) 令和８年７月７日	実地監査
くらしの安心局 くらしの安心推進課	令和８年９月17日	書面監査
〃 消費生活センター	令和８年３月24日	〃
〃 まちづくり課	令和８年９月17日	〃
〃 住宅政策課	令和８年９月17日	〃
山陰海岸ジオパーク 海と大地の自然館	令和８年９月14日	〃
食肉衛生検査所	令和８年９月９日	〃
犯罪被害者総合 サポートセンター	令和８年７月28日	実地監査

実施機関	実施日	実施方法
東部建築住宅事務所	令和８年９月14日	書面監査

（イ）監査結果

財務に関する事務の執行について、比較的軽易な注意すべき事項があった。

サ　商工労働部

（ア）本監査の実施機関、実施日及び実施方法

実施機関		実施日	実施方法
商工政策課		令和８年８月５日	書面監査
立地戦略課		令和８年８月７日	実地監査
産業未来創造課		令和８年８月７日	〃
企業支援課		令和８年８月24日	〃
通商物流課		令和８年８月21日	書面監査
雇用人材局 雇用・働き方政策課		令和８年８月５日	実地監査
〃 産業人材課		令和８年８月５日	〃
〃 鳥取県立鳥取ハローワーク		令和８年６月５日	〃
〃 鳥取県立倉吉ハローワーク		令和８年６月５日	〃
〃 鳥取県立米子ハローワーク		令和８年６月１日	〃
〃 鳥取県立境港ハローワーク		令和８年６月１日	〃
産業人材育成 センター	倉吉校	令和８年４月16日	〃
	米子校	令和８年４月16日	〃

（イ）監査結果

財務に関する事務の執行について、比較的軽易な注意すべき事項があった。

シ　農林水産部

（ア）本監査の実施機関、実施日及び実施方法

実施機関	実施日	実施方法
農林水産政策課	令和８年８月10日	書面監査
農業振興局 経営支援課	令和８年８月５日	実地監査
〃 農業大学校	令和８年８月21日	書面監査
〃 生産振興課	令和８年８月20日	実地監査
〃 鳥獣対策課	令和８年８月25日	書面監査
〃 農地・水保全課	令和８年８月20日	実地監査
畜産振興局 畜産振興課	令和８年９月８日	書面監査
〃 家畜防疫課	令和８年８月28日	〃
森林・林業振興局 林政企画課	令和８年８月19日	実地監査
〃 県産材・林産振興課	令和８年８月27日	書面監査
〃 森林づくり推進課	令和８年８月25日	〃
水産振興局 水産振興課	令和８年８月31日	実地監査
〃 漁業調整課	令和８年８月28日	〃
市場開拓局 販路拡大・輸出促進課	令和８年９月１日	書面監査
〃 食パラダイス推進課	令和８年８月21日	〃
東部農林事務所	令和８年４月14日	実地監査
東部農林事務所八頭事務所	令和８年８月27日	書面監査
農業試験場	令和８年８月21日	〃
園芸試験場	令和８年８月27日	〃
畜産試験場	令和８年５月19日	実地監査
中小家畜試験場	令和８年９月14日	書面監査
鳥取家畜保健衛生所	令和８年８月27日	〃
倉吉家畜保健衛生所	令和８年８月25日	〃
西部家畜保健衛生所	令和８年８月27日	〃

実施機関	実施日	実施方法
林業試験場	令和８年９月14日	書面監査
境港水産事務所	令和８年５月19日	実地監査
栽培漁業センター	令和８年９月７日	書面監査
水産試験場	令和８年８月27日	〃

（イ）監査結果

財務に関する事務の執行について、指摘すべき事項及び比較的軽易な注意すべき事項があった。

〔指摘事項〕

○　出納員管理口座に入金されたウシ臨床検証事業委託契約外２件の収入について、指定金融機関等への払込みが遅延しているものがあった。（畜産試験場）

○　非常用発電機定期点検業務委託契約について、予定価格調書を作成していなかった。（栽培漁業センター）

ス　県土整備部

（ア）本監査の実施機関、実施日及び実施方法

実施機関	実施日	実施方法
県土総務課	令和８年９月８日	実地監査
技術企画課	令和８年８月19日	〃
道路局 道路企画課	令和８年９月４日	書面監査
〃 道路建設課	令和８年８月19日	実地監査
河川港湾局 河川課	令和８年９月８日	〃
〃 治山砂防課	令和８年９月４日	書面監査
〃 港湾課	令和８年８月31日	実地監査
鳥取県土整備事務所	令和８年９月15日	書面監査
八頭県土整備事務所	令和８年９月９日	〃
鳥取港湾事務所	令和８年10月１日	〃

（イ）監査結果

財務に関する事務の執行について、指摘すべき事項及び比較的軽易な注意すべき事項があった。

〔指摘事項〕

○　職員旅費について、過大に支出しているものがあった。（八頭県土整備事務所）

セ　総合事務所

（ア）本監査の実施機関、実施日及び実施方法

実施機関		実施日	実施方法
中部総合事務所			
	県民福祉局	令和８年８月28日	書面監査
	倉吉保健所	令和８年９月３日	〃
	環境建築局	令和８年９月17日	〃
	農林局	令和８年８月27日	〃
	県土整備局	令和８年９月29日	〃
西部総合事務所			
	県民福祉局	令和８年７月１日	実地監査
	米子保健所	令和８年７月１日	〃
	環境建築局	令和８年７月１日	〃
	農林局	令和８年７月３日	〃
	米子県土整備局	令和８年７月３日	〃
	日野振興センター 日野振興局	令和８年８月27日	書面監査
	日野振興センター 日野県土整備局	令和８年９月４日	〃

（イ）監査結果

財務に関する事務の執行について、指摘すべき事項及び比較的軽易な注意すべき事項があった。

〔指摘事項〕

○　預り金（一時保護された児童に係る県立学校諸経費の返還金）について、所有者に返還することなく金庫に保管したままとなっていた。（西部総合事務所県民福祉局）

ソ　会計管理部

（ア）本監査の実施機関、実施日及び実施方法

実施機関	実施日	実施方法
会計指導課	令和８年８月10日	書面監査
統括審査課	令和８年８月10日	〃
工事検査課	令和８年７月30日	実地監査

（イ）監査結果

財務に関する事務の執行について、比較的軽易な注意すべき事項があった。

タ　企業局

（ア）本監査の実施機関、実施日及び実施方法

実施機関	実施日	実施方法
企業局	令和８年７月８日	実地監査
東部事務所	令和８年７月10日	書面監査
西部事務所	令和８年７月10日	〃

（イ）監査結果

財務に関する事務の執行について、指摘すべき事項及び比較的軽易な注意すべき事項があった。

〔指摘事項〕

○　アンシラリーサービス料金について、支払の遅延により延滞金を支出していた。（企業局本局）

○　公用車の管理について、自動車検査証及び自動車損害賠償責任保険の有効期間が経過した公用車を使用していた。（企業局本局）

チ　病院局

（ア）本監査の実施機関、実施日及び実施方法

実施機関	実施日	実施方法
病院局	令和８年６月30日	書面監査
中央病院	令和８年７月８日	実地監査
厚生病院	令和８年７月７日	〃

（イ）監査結果

財務に関する事務の執行について、指摘すべき事項及び比較的軽易な注意すべき事項があった。

〔指摘事項〕

○　歳出予算について、予算の定めがない項間の流用を行っていた。（病院局総務課）

○　令和５年度鳥取県救急救命士病院実習受入促進事業費補助金について、実績報告書の提出が遅延していた。（病院局総務課）

ツ　教育委員会

（ア）本監査の実施機関、実施日及び実施方法

実施機関	実施日	実施方法
教育総務課	令和８年７月２日	書面監査
教育環境課	令和８年９月２日	実地監査
教育人材開発課	令和８年８月28日	〃
教育センター	令和８年８月５日	書面監査
生徒支援・教育相談センター	令和８年７月16日	〃
小中学校課	令和８年７月16日	〃
特別支援教育課	令和８年８月14日	〃
高等学校課	令和８年８月21日	〃
社会教育課	令和８年８月21日	〃
図書館	令和８年８月19日	〃
人権教育課	令和８年８月31日	実地監査
博物館	令和８年７月２日	書面監査

実施機関	実施日	実施方法
体育保健課	令和８年８月21日	書面監査
東部教育局	令和８年７月９日	〃
中部教育局	令和８年５月22日	実地監査
西部教育局	令和８年６月29日	書面監査
鳥取東高等学校	令和８年７月９日	〃
鳥取西高等学校	令和８年５月12日	実地監査
鳥取商業高等学校	令和８年７月９日	書面監査
鳥取工業高等学校	令和８年５月12日	実地監査
鳥取湖陵高等学校	令和８年５月14日	〃
鳥取緑風高等学校	令和８年７月９日	書面監査
青谷高等学校	令和８年７月９日	〃
岩美高等学校	令和８年７月９日	〃
八頭高等学校	令和８年７月９日	〃
智頭農林高等学校	令和８年７月９日	〃
倉吉東高等学校	令和８年５月14日	実地監査
倉吉西高等学校	令和８年５月22日	〃
倉吉農業高等学校	令和８年７月16日	書面監査
倉吉総合産業高等学校	令和８年７月９日	〃
鳥取中央育英高等学校	令和８年７月９日	〃
米子東高等学校	令和８年５月29日	実地監査
米子西高等学校	令和８年７月10日	書面監査
米子高等学校	令和８年７月９日	〃
米子南高等学校	令和８年７月10日	〃
米子工業高等学校	令和８年５月29日	実地監査
米子白鳳高等学校	令和８年７月９日	書面監査
境高等学校	令和８年７月28日	〃
境港総合技術高等学校	令和８年７月９日	〃
日野高等学校	令和８年７月９日	〃
鳥取盲学校	令和８年７月９日	〃
鳥取聾（ろう）学校	令和８年７月28日	〃
鳥取養護学校	令和８年７月９日	〃
白兎養護学校	令和８年７月23日	〃
倉吉養護学校	令和８年７月28日	〃
皆生養護学校	令和８年７月９日	〃

実施機関	実施日	実施方法
米子養護学校	令和８年７月９日	書面監査
琴の浦高等特別支援学校	令和８年７月９日	〃
まなびの森学園	令和８年７月９日	〃

（イ）監査結果

財務に関する事務の執行について、指摘すべき事項及び比較的軽易な注意すべき事項があった。

〔指摘事項〕

○　郵券類の管理について、他団体に郵券を使用させて同額の郵券の受入れを繰り返していた。（図書館）

○　鳥取県立境高等学校同窓会館研修室２エアコン取替委託業務契約について、予定価格調書を作成していなかった。（境高等学校）

○　野球グラウンド天井ネット他補修委託業務契約について、予定価格調書を見積書受領後に作成していた。（境高等学校）

テ　警察本部

（ア）本監査の実施機関、実施日及び実施方法

実施機関	実施日	実施方法
警察本部	令和８年９月11日	書面監査
鳥取警察署	令和８年10月１日	〃
郡家警察署	令和８年９月25日	〃
智頭警察署	令和８年９月24日	〃
浜村警察署	令和８年９月24日	〃
倉吉警察署	令和８年９月24日	〃
琴浦大山警察署	令和８年９月25日	〃
米子警察署	令和８年10月１日	〃
境港警察署	令和８年９月25日	〃
黒坂警察署	令和８年９月29日	〃

（イ）監査結果

財務に関する事務の執行について、比較的軽易な注意すべき事項があっ

た。

ト　監査委員事務局

（ア）本監査の実施機関、実施日及び実施方法

実　施　機　関	実　施　日	実施方法
監査委員事務局	令和８年８月10日	書面監査

（イ）監査結果

財務に関する事務の執行について、処置する事項は認められなかった。

ナ　人事委員会事務局

（ア）本監査の実施機関、実施日及び実施方法

実　施　機　関	実　施　日	実施方法
人事委員会事務局	令和８年８月28日	実地監査

（イ）監査結果

財務に関する事務の執行について、比較的軽易な注意すべき事項があった。

ニ　労働委員会事務局

（ア）本監査の実施機関、実施日及び実施方法

実　施　機　関	実　施　日	実施方法
労働委員会事務局	令和８年８月10日	書面監査

（イ）監査結果

財務に関する事務の執行について、処置する事項は認められなかった。

ヌ　県議会事務局

（ア）本監査の実施機関、実施日及び実施方法

実　施　機　関	実　施　日	実施方法
県議会事務局	令和８年９月24日	書面監査

（イ）監査結果

財務に関する事務の執行について、比較的軽易な注意すべき事項があった。

第２　定期監査の監査意見

１　補助金等交付事務における仕入控除税額の取扱いについて

補助金等交付事務における消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の仕入控除税額の取扱いについては、令和６年度決算に係る定期監査において、補助対象経費から消費税等を除くべきところを、消費税等を含めて過大に支出している事例を指摘しており、包括外部監査においても、令和４年度から３年連続で指摘を受けている。

本定期監査において、当該事項について重点的に監査を行った結果、職員の消費税等に対する基礎的知識や理解の不足及び補助金の標準要綱※の規定が不明確であったことにより、仕入控除税額の未確認、関係書類の確認不足、各事業の補助金等交付要綱（以下「交付要綱」という。）の規定不備の事例があった。

ついては、職員の消費税等への知識を深め、適切な取扱いができるよう、管理職を対象とした研修の実施等、より実効性のある対策を講じられたい。

併せて、交付要綱に消費税等の規定を徹底するとともに、補助金等交付の事務手続が円滑に進められるよう、標準要綱及び様式を見直されたい。

また、実績報告書（仕入控除税額確定報告書を含む）の根拠となる証憑書類の提出や職員による現地調査の実施等、補助金等の額の確定に係る審査が確実に行われるよう対策を講じられたい。

※標準要綱

「補助金等に係る手続の簡素化と事務の適正処理について」（平成 11 年３月 31 日財第 245 号総務部財政課長通知）別添２で示す交付要綱の標準的な規定例

（参考）

１　本定期監査における不適切事例（調査対象機関：43 機関（138 補助金））

不適切事例	件数	関係書類確認後の補助金額への影響
仕入控除税額の未確認	４件	影響なし２件、再確定手続中２件
関係書類の確認不足	３件	影響なし３件
補助金交付要綱の規定不備	１件	影響なし１件

２　仕入控除税額について

一般課税事業者が消費税の納付額を計算する際に、仕入れや経費に係る消費税額を、売上に係る消費税額から差し引くことを「仕入税額の控除」といい、当該金額を「仕入控除税額」という。

一般課税事業者である補助事業者が、補助金の交付を受けて補助事業を実施し、補助対象経費に係る消費税額について確定申告の際に仕入税額控除を受けた場合、補助金に係る消費税相当額が必要ないものとなる。このため、実績報告書の提出後に補助事業に係る仕入控除税額が確定した場合、補助事業者は、「仕入控除税額確定報告書」により報告し、補助金に係る消費税相当額の一部又は全部の返還が必要である。

２　高校生の奨学制度のあり方について

育英奨学資金貸付金返還金の収入未済額は、令和４年度までは９千万円前後で減少傾向にあったが、令和５年度には１億円を超え、令和７年度においても前年度と比較して約 800 万円増と増加傾向が続いていることから、未収金発生の要因分析と制度の抜本的な見直しが必要と考える。

ついては、未収金の発生要因を分析のうえ、育英奨学資金制度の抜本的な見直しを検討されたい。

特に、高校の育英奨学資金の月額貸与額は、平成 17 年度の制度開始当初から見直しが行われていないことから、高校授業料無償化や授業料以外の教育費の給付金の導入等の教育環境の変化や物価変動を踏まえて、修学に必要な貸与額の見直しを検討されたい。

また、若者の鳥取県への定着を図り、地域の中核企業等を担うリーダー的人材を確保することを目的に、県内企業に就職・就業する大学生等が借り入れた奨学金の返還額の一部を未来人材育成奨学金支援助成金により助成しているが、高校の育英奨学資金や保育士等修学資金などは対象外であり、県内の人材不足が問題となる中、技術系の高校のスキルを持った生徒等が県外に流出することも懸念される。

ついては、若手人材の県内定着を図るため、県が実施している各種奨学金制度と未来人材育成奨学金支援助成金制度の一貫した制度構築を検討されたい。

（参考）

1　奨学金貸与の状況

育英奨学資金（高校）　（単位：人、千円）

年度	貸与者数	貸与総額	収入未済額（年度末）			
			現年度分	過年度分	合計	対前年度増減
令和５年度	337	98,650	23,481	63,803	87,284	6,853
令和６年度	318	94,524	20,669	66,853	87,522	238
令和７年度	289	85,862	21,971	70,544	92,515	4,993

育英奨学資金（大学）　（単位：人、千円）

年度	貸与者数	貸与総額	収入未済額（年度末）			
			現年度分	過年度分	合計	対前年度増減
令和５年度	613	356,992	6,990	8,803	15,793	2,297
令和６年度	598	350,883	6,110	10,707	16,817	1,024
令和７年度	602	354,114	7,802	12,350	20,152	3,335

育英奨学資金（計）　（単位：人、千円）

年度	貸与者数	貸与総額	収入未済額（年度末）			
			現年度分	過年度分	合計	対前年度増減
令和５年度	950	455,642	30,471	72,606	103,077	9,150
令和６年度	916	445,407	26,779	77,560	104,339	1,262
令和７年度	891	439,976	29,773	82,894	112,667	8,328

2　高校生向け奨学制度の貸与月額

区分／年度			H元	略	H５	略	H10	略	H13	H14～H16	H17	略	R７
事業名			進学奨励資金							育英奨学資金（日本育英会から事務移管(過渡期)）	育英奨学資金		
高校	自宅通学	国公立	15,500	略	17,500	略	21,000	略	23,000	18,000	18,000	略	同左
		私立	36,000		40,000		43,000		43,000	30,000	30,000		
	自宅外通学	国公立	15,500		17,500		21,000		23,000	23,000	23,000		
		私立	36,000		40,000		43,000		43,000	35,000	35,000		
財源			国庫２／３（一般会計）							国庫１／２（一般会計）	県費（特別会計）		

3　未来人材育成奨学金支援助成金制度概要

区分	特定業種	一般業種
対象者	県内の対象業種に就職する次の奨学金を借り入れた大学院（修士）、大学（薬学部６年制含む）、短大、高専、専門学校の新卒者及び既卒者（35歳未満）　※出身地は不問 ア）日本学生支援機構の奨学金　イ）鳥取県育英奨学資金　ウ）その他の奨学金	
業　種	ア）製造業、イ）情報通信業、ウ）薬剤師の職域（薬局、病院、製薬など）、エ）建設業、オ）建設コンサルタント業（土木、建築、測量）、カ）旅館・ホテル業、キ）民間の保育士・幼稚園教諭の職域、ク）農林水産業、ケ）理容師・美容師の職域、コ）歯科技工士の職域、サ）獣医師の職域、シ）自動車小売業及び自動車整備士の職域、ス）私立の中学校・高校の教員の職域	特定業種以外の業種（公務員を除く）
助成方法	県内対象業種への就職、継続雇用を確認の上、支給決定額を８年に分けて対象者へ支給 ※支援対象者は原則、８年間継続して勤務する見込みであること。 （自己都合により離職した場合は、一定の要件のもと助成金の返還を求める。）	

３　教員の採用方法について

県職員の人材確保の一環として、過去に鳥取県職員として採用されて一定期間の勤務経験を有している者を対象に、再度、県職員として採用するアルムナイ採用試験が行われている。

一方、教員については、他の都道府県の公立学校や国立大学法人が設置する学校に採用された教員については、鳥取県公立学校教員採用試験の第一次選考試験（筆記）が免除される制度はあるが、アルムナイ採用試験は実施されていない。

教員の人材不足が深刻化する中、過去に鳥取県の教員として採用され学校での一定期間の勤務経験を有している者であれば、即戦力として活躍することが期待されるものと思われる。

ついては、教員についてもアルムナイ採用の制度導入を速やかに検討されたい。

（参考）アルムナイ採用試験

過去に県職員として採用されて５年以上の勤務経験を有している方を対象に、再度、県職員として採用する選考試験。令和７年４月採用から導入されている。

○令和９年４月採用予定　アルムナイ採用の概要

・募集職種、採用予定者数
　事務、社会福祉、総合化学、薬剤師、農業、畜産、建築、獣医師、林業、保育士の各職種１名程度
　土木（農業土木を含む）３名程度
・職務内容：職種等に応じた職務
・主な配属先：本庁、総合事務所、教育委員会事務局等（※警察本部以外の全ての部局）
・試験内容：勤務成績による評定、アピールシート試験、人物試験

４　公益財団法人鳥取県産業振興機構に対する支援のあり方について

平成 14 年に（公財）鳥取県産業振興機構（以下「機構」という。）が（株）新産業創造センターの債務整理の一環として、その土地及び建物を取得する際に、機構の運営基盤の安定化と中小企業支援体制の充実のため、財源の一部について県が短期無利子貸付（以下「短期貸付」という。）を行った。

県から機構への短期貸付は、平成 15 年以降も継続しており、建物の入居企業からの入居料相当額（約 5,000 千円／年）を貸付金額から毎年度減じながら、繰り返し行っている。

なお、機構は、県への返済のために、毎年度末に２日間、銀行から有利子で借り入れを行い、翌年度分の県からの借入をもって銀行への返済を行っている。

短期貸付は、毎年度の予算議決を経て行われ、財政健全化判断比率の「将来負担比率」にその一部が算入されており、法的に問題があるものではない。しかしながら、建物の竣工から 34 年経過しており、現在のスキームで短期貸付を続ける場合、返還完了までに今後 50 年を要することとなる。機構は令和７年度末の短期貸付に銀行からの借入利息・印紙に約 30 万円を負担しており、令和７年度末時点での利率で試算した場合、銀行からの借入利息・印紙に約 830 万円の負担が必要となる。

ついては、機構の将来的なビジョンや経営計画を踏まえて、短期貸付から長期無利子貸付への移行など、様々な手法で、県から機構への支援のあり方を検討されたい。

（参考）県から機構への近年の貸付状況

令和６年度：令和６年４月１日に 253,801 千円貸付（県予算の財源は「貸付金元利収入」）
令和７年３月 31 日に 253,801 千円償還

令和７年度：令和７年４月１日に 248,801 千円貸付（県予算の財源は「貸付金元利収入」）
令和８年３月31日に248,801千円償還

第３　重点事項の調査結果

１　調査の概要

（１）テーマ

補助金交付事務における消費税及び地方消費税の取扱いについて

（２）目的

補助金交付事務における消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱いについては、「補助金等に係る手続の簡素化と事務の適正処理について」（平成11年３月31日財第245号総務部財政課長通知）（以下「財政課長通知」という。）において補助対象経費に含まれる消費税等に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額（以下「仕入控除税額」という。）を補助対象経費から除くことを原則とし、補助事業者が免税事業者等の場合は例外的に消費税等を補助対象経費に含めることが可能とされている。

しかし、令和６年度決算に係る定期監査においては、補助対象経費から消費税等を除くべきところを、消費税等を含めて過大に支出している事例を指摘しており、また、包括外部監査結果においては、令和４年度から３年連続で補助金交付事務における消費税等の取扱いに関する指摘又は意見を受けている。

補助金交付事務における消費税等が適切に取り扱われているかを重点的に確認し、今後の適正な事務の執行に資する。

２　調査対象及び方法

（１）対象機関

43機関（定期監査対象227機関の中で、監査委員事務局が実地調査を行った72機関のうち、補助金交付事務を行った機関）

（２）対象事務

鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号）に規定する補助金等のうち、個人及び地方公共団体を除く補助事業者を対象とした補助金について、令和７年度決算において額の確定を行った補助金交付事務及び令和７年度に仕入控除税額が確定した補助金交付事務（補助対象経費が人件費等の非課税仕入に限る補助事業及び交付目的や補助対象事業者の特性等を踏まえ、仕入控除税額を補助対象経費に含めることが適当であると認められる補助事業を除く。）。

ただし、調査時点で仕入控除税額確定報告書が未受理であった場合は、同一補助金の令和６年度決算分の補助金交付事務を選定。

（３）調査方法

１機関５事業以内で１事業につき１件の補助金交付事務について、補助事業者が一般課税事業者であるものを中心に選定し、調査項目の確認及び聞き取り等を行った。

３　調査項目

対象事務について、調査した項目は、以下のとおりである。

（１）補助金交付要綱について

ア　補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に消費税等の取扱いを規定しているか。

（２）実績報告・額の確定等について

ア　補助事業者が一般課税事業者以外の場合、補助事業者の形態を書類で確認しているか。

イ　確定額に係る補助対象経費に消費税等が含まれているか、含まれていないか。

ウ　額の確定後に仕入控除税額が確定した場合、仕入控除税額確定報告書を受理しているか。

エ　確定した仕入控除税額が実績報告控除税額を超える場合、その超える額に対応する額の返還手続を行っているか。

４　調査結果

（１）総括

調査の結果、調査対象 138 件の補助金交付事務における消費税等の取扱いについて、概ね適正に執行されていたが、以下８件の不適切事例が見受けられた。

不適切事例		件数	該当課
交付要綱の規定不備	交付要綱に消費税等の取扱いを規定していないもの	１件	医療政策課
関係書類の確認不足	一般課税事業者で補助対象経費に消費税等を含めて額の確定を行っていたもの（確定額に影響なし）	２件	スポーツ課（２）
	仕入控除税額確定報告書に根拠資料が添付されていないもの（確定額に影響なし）	１件	消費生活センター
仕入控除税額の未確認	額の確定後に仕入控除税額確定報告書を受理していなかったもの（確定額に影響なし（２件）、再確定手続中（２件））	４件	美術館 孤独・孤立対策課 国際観光課（２）

（２）重点調査項目についての調査結果

ア　交付要綱

（ア）消費税等の取扱いに関する規定の有無

交付要綱に消費税等の取扱いを規定していない補助金があった。

（単位：件）

対象補助金	規定あり	規定なし
138	128	10

（注）財政課長通知における標準要綱（以下「標準要綱」という。）の中で、標準的に記載すべき消費税等の取扱いについて示されている。
なお、交付要綱に消費税等の取扱いに関する規定を設ける必要があるかどうかの具体的な基準はない。

【標準要綱（抜粋）】
（補助金の交付）
第３条
２　本補助金の額は、補助事業に要する別表の第３欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に、同表の第４欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額以下とする。

（交付申請の時期等）
第４条
３　本補助金の交付を受けようとする者は、当該者が免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が５パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第三に掲げる法人及び同法第２条第７項に規定する人格のない社団等）若しくは地方公共団体であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、前条第２項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。※

（交付決定の時期等）
第５条
３　知事は、前条第３項の規定による申請を受けたときは、第３条第２項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

※財政課長通知における留意事項（以下「留意事項」という。）の中で、仕入控除税額を補助対象経費に含めることができる補助事業以外の場合は標準要綱第４条第３項、第５条第３項の条文を削除することとしている。

（イ）消費税等の取扱いを規定していないもの（10件）

a　失念により消費税等の取扱いを規定していないものがあった。

所属	件数	理由
医療政策課	1	失念、認識不足

b　補助対象事業者が限定されている等の理由で、消費税等の取扱いを規定していないものが９件あった。

なお、現在の取扱いでは、補助事業者が限定されている場合における消費税等の規定について、明確な定めがない。

理由	件数
補助対象事業者が限定されているため規定不要と判断したもの（特定収入割合が５％を超える公益法人等）	2
補助対象事業者を交付要綱に明記しているため不要と判断したもの（特定収入割合が５％を超える公益法人等）	7
計	9

（ウ）消費税等の取扱いを規定しているもの（128件）

概ね、標準要綱どおり仕入控除税額が明らかでない場合の取扱いを規定していた。

補助対象経費を全て消費税等抜きと規定した補助金のうち、免税事業者、簡易課税事業者が交付対象であった補助金が２件あった。

なお、免税事業者、簡易課税事業者等に対する消費税等の取扱いについては、消費税等相当額を補助対象経費に含めることができ、その判断は各所属が行い、財政課に協議をしている。

（単位：件）

標準要綱どおりの規定（仕入控除税額が明らかでない場合の取扱いを規定）	標準要綱以外の規定（補助対象経費を全て消費税等抜きと規定）	うち交付対象が免税事業者、簡易課税事業者等
110	18	2

イ　実績報告・額の確定等

（ア）補助事業者の形態の確認

補助事業者の形態	事業者数
一般課税事業者	71
免税事業者、簡易課税事業者等 ※	67
計	138

※免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が５パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第三に掲げる法人及び同法第２条第７項に規定する人格のない社団等）若しくは地方公共団体

一般課税事業者以外（免税事業者、簡易課税事業者等）の67事業者について、確定申告書の写しや補助事業者の自己申告により補助事業者の形態を確認していた。

なお、現在の取扱いでは、補助事業者の形態の裏付けとなる書類の提出を求める規定等はなく、標準要綱にも定められていない。

確認方法	件数
確定申告書の写し	2
補助事業者の自己申告	65

（イ）確定額に係る補助対象経費における消費税等の取扱い

（単位：件）

消費税等の取扱いの規定	標準要綱どおり規定		消費税等抜きで規定		規定なし		計
額の確定	税込み	税抜き	税込み	税抜き	税込み	税抜き	
一般課税事業者	12	43	－	16	－	－	71
免税事業者、簡易課税事業者等	54	1	－	2	9	1	67
計	66	44	－	18	9	1	138

一般課税事業者で、消費税等込みで額の確定を行った 12 件のうち、仕入控除税額確定申告書を受理し、適切に処理されていたものは５件であり、不適切な事例は７件であった。

ａ　額の確定に係る不適切事例（２件）

補助金に係る消費税等相当額が明らかになっていたにもかかわらず、補助対象経費に消費税等込みで額の確定を行ったものが２件あった。

所属	件数	理由	状況
スポーツ課	2	実績報告書及びその根拠資料の確認が不足していた。	補助対象経費を税抜きにしても補助上限を超えており、調査により確定額に影響ないことを確認。

【標準要綱（抜粋）】
（実績報告の時期等）
第７条
３　本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

b　仕入控除税額確定報告書に係る不適切事例（５件）

仕入控除税額確定後に仕入控除税額確定報告書を受理したもののうち、仕入控除税額確定報告書の根拠資料が添付されていないものが１件あった。

所属	件数	理由	状況
消費生活センター	1	仕入控除税額確定報告書の提出に係る認識が不十分であった。	調査後に根拠資料を受理し、確定額に影響ないことを確認。

また、仕入控除税額確定後に仕入控除税額確定報告書を受理していないものが４件あった。

所属	件数	理由	状況
美術館	1	仕入控除税額確定報告書の提出に係る認識が不十分であった。	調査後に報告書を受理し、確定額に影響ないことを確認。
孤独・孤立対策課	1	〃	〃
国際観光課	2	〃	調査後に報告書を受理し、再確定手続中。

【標準要綱（抜粋）】
（実績報告の時期等）
第７条
４　補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第４号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

※留意事項に示す仕入控除税額確定報告書（様式第４号）中に示されている根拠資料
・消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算方法や積算内訳等を記載した書類
・課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写し）
・課税売上割合・控除対象仕入れ税額等の計算表（写し）

※補助金等交付事務の適正化について（令和５年３月10日付第202200295635号財政課長通知）で、仕入控除税額を含む額で交付決定を受けた一般課税事業者は、税の申告により仕入控除税額が確定した際、必ず仕入控除税額確定報告書等の提出を求めるよう指導している。

【参考】

事業者の形態

事業形態	内容	税込／税抜申請
一般課税事業者	基準期間（課税期間の前々年度）における課税売上高（消費税の課税対象になる売上高）が1,000万円をこえた事業者	税抜き ※ただし、申請時に仕入控除税額が不明な場合は税込みで可
簡易課税事業者	基準期間における課税売上高が5,000万円以下の事業者 →税額計算の簡略化可能（課税売上高にみなし仕入率と税率をかけて求める方法）	税込みで可
免税事業者	基準期間における課税売上高が1,000万円以下の事業者 ※適格請求書発行事業者除く →消費税の納税義務免除（仕入控除できない）	
特定収入割合が5%を越えている公益法人等	補助金や会費、寄付金等の収入で、課税仕入れなどに充当する公益法人等（公益法人・社団法人・学校法人社会福祉法人等） →特定収入相当の仕入控除が必要	
地方公共団体	市町村等 →消費税の申告義務なし（仕入控除の対象外）	

消費税の納税の仕組み

課税事業者が納税する消費税額は、自社の売上時の消費税額（売上税額）から自社が仕入れなどにかかった消費税額を差し引いた分を納税する。（この仕組みを仕入税額控除という）

※仕入控除税額と仕入税額控除は異なる。仕入控除税額・・・課税売上げに係る消費税額から控除する仕入等に係る消費税額

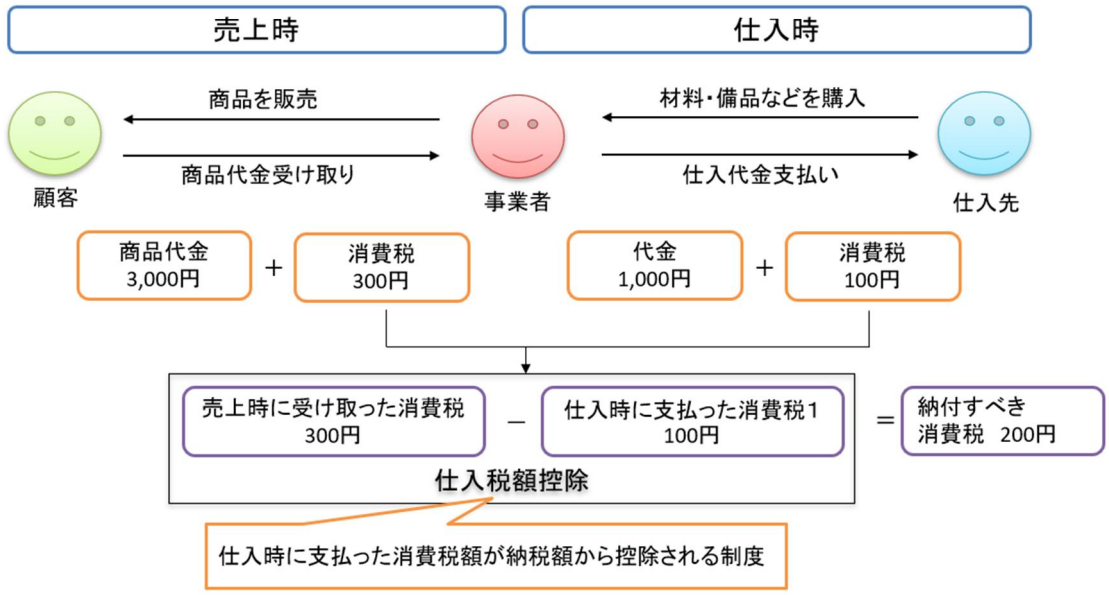

補助金返還のフローチャート

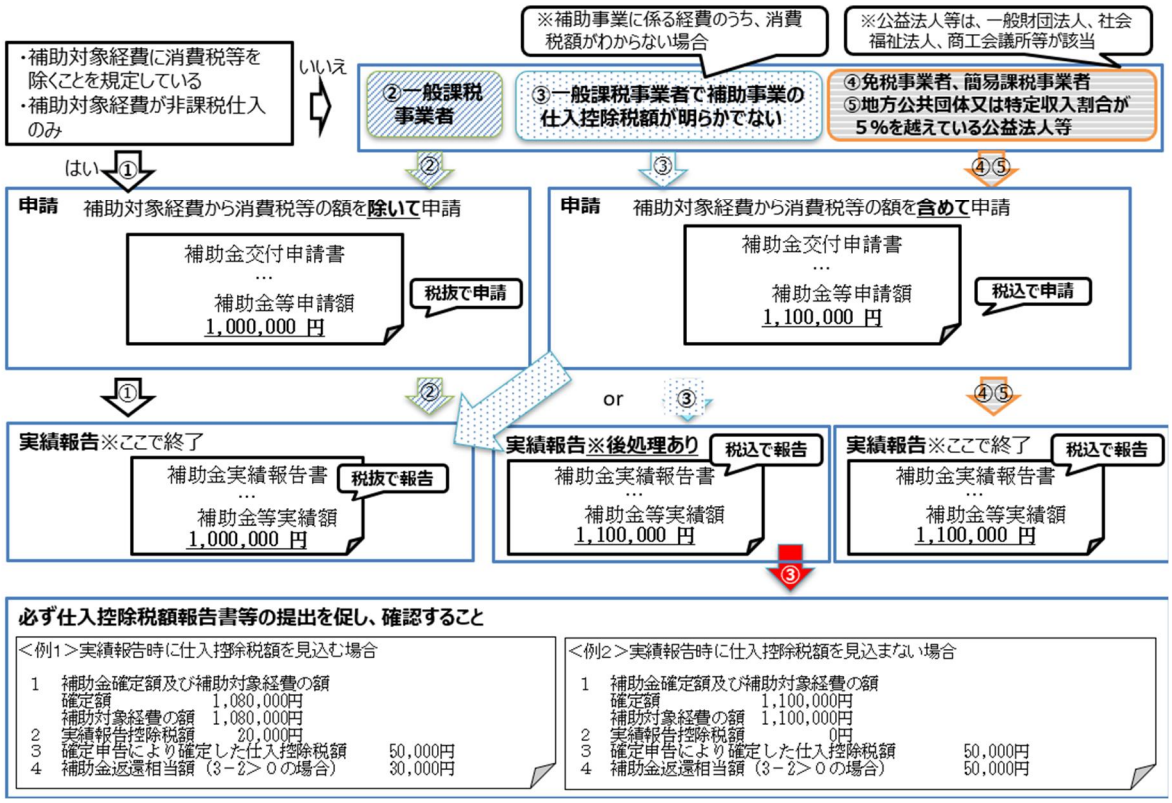

（参 考 1）

令和７年度決算に係る定期監査の処置の概要

監査の結果、143機関において、是正や注意喚起が必要な文書処置件数が405件確認されました。その内訳は、指摘事項19件、注意（文書）事項386件となっており、処置事項の総数は昨年度に比べて213件増加しました。

事項別で文書処置件数が多いものは、支出事務が支出金額の誤りや支出の証拠書類の不備など125件、財産管理事務が金券類やタクシーチケットの帳簿の記載不備・確認漏れなど105件となっています。

なお、支出事務のうち旅費制度の改正に起因する文書処置件数は61件（支出金額の誤り40件、支出の証拠書類の不備21件）です。

１ 文書処置件数

（単位：件、（機関））

区 分	勧 告	指 摘	注 意（文書）	合 計
本 庁	０（ ０）	１０（ ７）	２３７（ ７５）	２４７（ ７６）
地方機関	０（ ０）	９（ ８）	１４９（ ６５）	１５８（ ６７）
合 計	０（ ０）	１９（１５）	３８６（１４０）	４０５（１４３）

（注）合計欄の機関数は実機関数であり、重複により各区分の合計と一致しない。

（参考）文書処置件数の推移 （単位：件、（機関））

区 分	勧 告	指 摘	注 意（文書）	合 計
令和７年度決算	０（ ０）	１９（ １５）	３８６（１４０）	４０５（１４３）
（旧基準適用）	０（ ０）	３３（ ２７）	５５９（１７９）	５９２（１８０）
令和６年度決算	０（ ０）	２７（ ２４）	１６５（ ９１）	１９２（ ９７）
（旧基準適用）	０（ ０）	４６（ ３７）	３０２（１２０）	３４８（１２９）
令和５年度決算	０（ ０）	５１（ ４５）	３３４（１４３）	３８５（１５２）
令和４年度決算	０（ ０）	７４（ ５１）	２７６（１１８）	３５０（１３５）

（注）自己点検により改善措置を講じていたもの等については文書処置としないこととした。（令和６年度決算から新基準として適用）

２ 事項別内訳

（1）全 体

区 分	件 数	主 な 内 容
予 算 事 務	2(2)	予算の定めのない項間流用〔1(0)〕、支出負担行為の予算管理の不適正〔1(0)〕
収 入 事 務	92(63)	多額の未収金〔32(33)〕、督促状の未発行・発行遅延〔12(4)〕、歳入金の払込みの遅延〔11(4)〕、調定の遅延〔7(1)〕
支 出 事 務	125(55)	支出金額の誤り〔45(36)〕、支出の証拠書類の不備〔23(0)〕、支出負担行為時期の不適正〔17(8)〕、支払遅延〔12(4)〕
契 約 事 務	47(26)	契約書の内容不備〔5(6)〕、完了報告書の未受理・受理の遅延〔5(0)〕、書類の未受理・受理の遅延〔5(0)〕、履行確認の不十分〔4 (2)〕、予定価格調書の封書の不適正〔4(0)〕、予定価格調書の未作成〔3(0)〕
補助金等事務	29(8)	実績報告書受理の遅延〔5(0)〕、交付（変更）申請書の受理の遅延〔4(0)〕、交付決定の遅延〔3(3)〕、実績報告書の記載内容誤り〔3(2)〕
財産管理事務	105(38)	金券類受払簿の記載不備・確認漏れ等〔30(7)〕、タクシーチケット利用承認（報告）簿等の記載不備・確認漏れ等〔25(2)〕、物品の処分事務の不適正〔13(2)〕、物品管理事務の不適正〔12(1)〕
その他の事務	5(0)	出納員等の任命手続の不備〔4(0)〕、現金引継ぎ・出納書類の検査未実施〔1(0)〕
合 計	405(192)	

（注）件数欄及び主な内容欄の（ ）内は前年度の件数、主な内容欄の〔 〕内は本年度の件数である。

（2）指　摘

区　分	件　数	内　　容
予 算 事 務	1(0)	予算の定めのない項間流用〔1(0)〕
収 入 事 務	3(5)	歳入金の払込みの遅延〔1(0)〕、現金取扱いの不適正〔1(0)〕、国庫支出金の受入れ手続の誤り〔1(3)〕
支 出 事 務	8(7)	支出負担行為時期の不適正〔3(2)〕、支出金額の誤り〔1(3)〕、支払遅延〔2(1)〕、歳出戻入の遅延〔2(0)〕
契 約 事 務	3(5)	予定価格調書の未作成〔3(0)〕
補助金等事務	2(3)	実績報告書受理の遅延〔2(0)〕
財産管理事務	2(7)	公用車の車検切れ〔1(0)〕、郵券類の管理の不適正〔1(0)〕
合　計	19(27)	

(注) 件数欄及び内容欄の（ ）内は前年度の件数、内容欄の〔 〕内は本年度の件数である。

（3）注　意（文書）

区　分	件　数	主　な　内　容
予 算 事 務	1(2)	支出負担行為の予算管理の不適正〔1(0)〕
収 入 事 務	89(58)	多額の未収金〔32(33)〕、督促状の未発行・発行遅延〔12(4)〕、歳入金の払込みの遅延〔10(4)〕、調定の遅延〔7(0)〕
支 出 事 務	117(48)	支出金額の誤り〔44(33)〕、支出の証拠書類の不備〔23(0)〕、支出負担行為時期の不適正〔14(6)〕、支払遅延〔10(4)〕
契 約 事 務	44(21)	契約書の内容不備〔5(6)〕、完了報告書の未受理・受理の遅延〔5(0)〕、書類の未受理・受理の遅延〔5(0)〕、履行確認の不十分〔4(2)〕、予定価格調書の封書の不適正〔4(0)〕
補助金等事務	27(5)	交付（変更）申請書の受理の遅延〔4(0)〕、交付決定の遅延〔3(1)〕、実績報告書受理の遅延〔3(0)〕、実績報告書の記載内容誤り〔3(2)〕
財産管理事務	103(31)	金券類受払簿の記載不備・確認漏れ等〔30(7)〕、タクシーチケット利用承認（報告）簿等の記載不備・確認漏れ等〔25(2)〕、物品の処分事務の不適正〔13(2)〕、物品管理事務の不適正〔12(1)〕
その他の事務	5(0)	出納員等の任命手続の不備〔4(0)〕、現金引継ぎ・出納書類の検査未実施〔1(0)〕
合　計	386(165)	

(注) 件数欄及び主な内容欄の（ ）内は前年度の件数、主な内容欄の〔 〕内は本年度の件数である。

3　不適正事務の発生要因

（単位：件、％）

区　分	件　数				割　合
	勧告	指摘	注意	計	〔前年度〕
①上司の進行管理不足	－	7	52	59	14.6 [12.5]
②上司の内容確認不足	－	5	156	161	39.7 [38.6]
③担当者や上司の関係規程等への認識不足等	－	5	114	119	29.4 [26.0]
④担当者の失念、判断誤り	－	1	18	19	4.7 [3.1]
⑤団体の書類提出の遅延等	－	1	14	15	3.7 [1.6]
⑥その他（多額の未収金がある場合等）	－	0	32	32	7.9 [18.2]
合　計	－	19	386	405	100.0

（注）区分欄の発生要因は、鳥取県監査実施要綱第16条に規定する事務監査結果報告書の項目別に分類している。

定期監査による不適正事案件数の状況
（令和４年度～令和７年度決算）

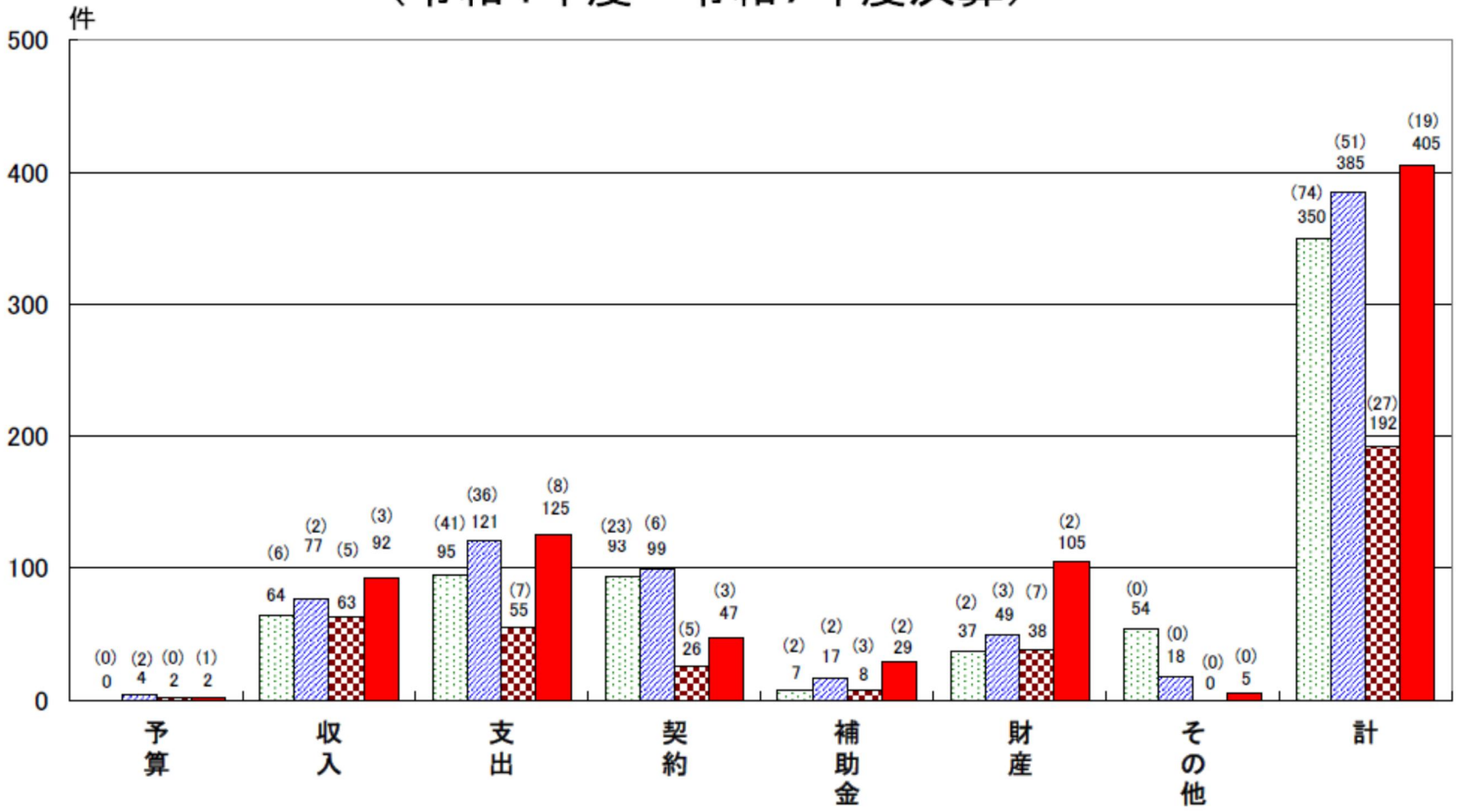

表 の 見 方

1 令和4年度～令和7年度決算に係る定期監査による不適正事案件数を表しています。

R4決算 R5決算 R6決算 R7決算

2 数値は、全体の不適正事案件数を表し、( )は指摘件数で内数です。

（参　考　2）

監 査 処 置 基 準 等 に つ い て

1　鳥取県監査実施要綱（抜粋）

別表第３（第５条関係）

監　査　処　置　基　準

処置区分	処　置　の　事　案	処　置　の　内　容
勧　告	次の１～３に該当するもので監査委員が特に必要と認めたもの １　法令（条例、規則その他の規程を含む。以下、同じ。）に違反したもの又は不当なもので、重大なもの ２　著しく妥当性を欠くもの ３　著しく不経済又は非効率なもの	１　法に基づく勧告及び公表をする ２　報道機関等に内容を公開する ３　代表監査委員は、部局長及び監査実施機関の長に対し、文書で今後適切な取扱い又は改善を行うよう通知し、その処理方針について回答を求める
指　摘	１　法令に違反したもの又は不当なもので、重大なもの ２　著しく妥当性を欠くもの ３　著しく不経済又は非効率なもの	１　法に基づく報告及び公表をする ２　報道機関等に内容を公開する ３　代表監査委員は、部局長及び監査実施機関の長に対し、文書で今後適切な取扱い又は改善を行うよう通知し、必要に応じその処理方針について回答を求める
注　意	指摘に至らない比較的軽易なもののうち、文書により是正を求めることが適当と認められるもの	代表監査委員は、部局長及び監査実施機関の長に対し、文書で是正を求め又は注意を喚起する

備考　上記の処置区分による処置が適当でないと認められるときは、その他の処置をすることができる。

2　監査処置基準の運用指針（抜粋）

区　分	項　目	指　摘　の　具　体　的　基　準
１　予　算	○予算執行の不適正	○債務負担行為又は予算流用が適正でないもの ・重大なもの ○繰越手続がなされていないもの ・全部
	○その他	○その他予算事務に関し適正でないもの ・重大なもの
２　収　入	○調定の不適正	○調定漏れ又は調定金額が誤っているもの ・合計額５万円以上 ○調定が遅延しているもの ・合計額50万円以上で３か月以上 ・合計額10万円以上で６か月以上 ○納期限が適正でないもの ・重大なもの ○年度区分又は収入科目を誤っているもの ・重大なもの
	○現金収受の不適正	○直接収納した収納金の払込みが遅延しているもの ・合計額５万円以上で１週間以上 ・合計額１千円以上５万円未満で１か月以上 ○現金、有価証券の保管又は取扱いが適正でないもの ・重大なもの ○現金（有価証券）領収証書の取扱いが適正でないもの ・重大なもの
	○未収金の整理の不適正	○未収金に対する措置が適正を欠くもの ・重大なもの ・未収金額が１百万円以上の案件のうち、取組が特に不十分と認められるもの

区　分	項　目	指 摘 の 具 体 的 基 準
2 収 入	○負担金等の申請事務の不適正	○申請手続が行われていないもの又は申請金額を誤っているもの ・歳入が不足しているもの全部
	○その他	○その他収入事務に関し適正でないもの ・重大なもの
3 支 出	○支出負担行為の不適正	○支出負担行為が行われていないもの又は適期に行われていないもの ・重大なもの（契約書を作成するもので、履行後に行ったものは全部）又は３か月以上の遅延及び遡及
	○支出命令の不適正	○支出金額が誤っているもの ・合計額５万円以上 ○支払が遅延しているもの ・延滞金を支払ったもの又は３か月以上の遅延 ○資金前渡又は概算払の精算が遅延しているもの ・返納額の合計額10万円以上で１か月以上 ・返納額の合計額１万円以上で３か月以上 ・返納額の合計額１千円以上で６か月以上 ○歳出戻入が遅延しているもの ・返納額の合計額10万円以上で１か月以上 ・返納額の合計額１万円以上で３か月以上 ・返納額の合計額１千円以上で６か月以上
	○その他	○その他支出事務に関し適正でないもの ・重大なもの
4 契 約	○予定価格の不適正	○予定価格が決定されていないもの ・競争入札に付したもの又は１件100万円以上のもの ○積算が適正でないもの ・重大なもの
	○入札手続等の不適正	○業者の選定又は入札手続が適正でないもの ・重大なもの
	○随意契約の不適正	○見積書が適正でないもの又は不足するもの ・重大なもの
	○契約書の不適正	○契約書の作成手続が適正でないもの ・重大なもの（契約締結事務の遡及は支出による） ○契約書の内容が適正でないもの ・重大なもの（暴力団排除条項・再委託・追完請求など）
	○契約保証金等の不適正	○契約保証金又は入札保証金の免除が適正でないもの ・重大なもの
	○契約変更の不適正	○契約変更の理由、金額及び手続が適正でないもの ・重大なもの
	○履行確認の不適正	○適期に完了確認をしていないもの又は不十分なもの ・重大なもの
	○その他	○その他契約事務に関し適正でないもの ・重大なもの
5 補助金等	○補助金等の交付事務の不適正	○交付申請（変更を含む。）が遅延しているもの ・交付要綱・通知等で提出期限があるもののうち６か月以上の遅延 ・提出期限の定めがないもので、既に事業着手している単県事業のうち６か月以上の遅延（やむを得ない事情がある場合を除く） ・提出期限の定めがないもので、既に事業完了している単県事業のうち６か月以上の遅延（災害等、要綱等により事業完了後交付申請するものを除く） ○交付決定が遅延しているもの ・重大なもの又は６か月以上の遅延 ○実績報告書が提出されていないもの若しくは遅延しているもの又は内容が不適当なもの ・重大なもの又は６か月以上の遅延

区　分	項　目	指 摘 の 具 体 的 基 準
５　補助金等	○補助金等の交付事務の不適正	○額の確定が遅延しているもの ・単県事業で出納整理期間を超えるもののうち６か月以上の遅延 ・単県事業で実績報告提出後１か月以上の遅延のうち６か月以上の遅延 ・国庫補助事業で国の確定通知受理後１か月以上の遅延のうち６か月以上の遅延
	○その他	○その他補助金事務に関し適正でないもの ・重大なもの
６　工事の執　行	○その他	○その他工事の執行に関し適正でないもの ・重大なもの
７　財　産	○県有財産及び物品の取得又は処分の不適正	○取得又は処分の事務手続が適正でないもの ・重大なもの
	○県有財産及び物品の管理の不適正	○管理の事務手続が適正でないもの ・重大なもの
８　その他	○その他	○１から７の区分の各項目に該当しない適正でないもの ・重大なもの

注１　処置基準で指摘となる「重大なもの」は、類似項目に設定された基準との権衡を考慮して判断する。

２　特別な事情のあるものは上記基準と異なることもある。

３　上記基準に該当する場合であっても、次に該当する場合には原則として処置しない。

⑴ 業務適正化の取組

自所属が誤り等を把握したうえで是正又は具体的な改善の措置を講じ、業務適正化の取組が機能していると認められるもの。ただし、重大なものは除くものとする。

⑵ 行政監査対応

当該年度に実施する行政監査のテーマに合致するものであり、行政監査の結果として改善を求めることが適当であるもの。

⑶ 部局長協議

会計規則・要綱・通知等に問題があるため、部局長協議を行って改善を求めることが適当であるもの。

４　物品については原則として物品事務取扱規則第３条第１項第２号を除くものとする。

（参　考　３）

令和７年度決算に係る定期監査結果に基づく指摘事項

(ページ)

Ⅰ　予算事務
1　予算流用の不適正（１件）…… 41

Ⅱ　収入事務
1　歳入金の払込み遅延（１件）…… 41
2　現金取扱いの不適正（１件）…… 42
3　国庫支出金の受入れ手続の誤り（１件）…… 42

Ⅲ　支出事務
1　増額の支出負担行為を伴う契約（変更契約）締結の遅延又は遡り（３件）…… 43
2　支出金額の誤り（１件）…… 44
3　支払遅延（２件）…… 45
4　歳出戻入の遅延（２件）…… 46

Ⅳ　契約事務
1　予定価格調書の未作成（３件）…… 47

Ⅴ　補助金等事務
1　実績報告の遅延（２件）…… 48

Ⅵ　財産管理事務
1　公用車の車検切れ（１件）…… 49
2　郵券類の管理の不適正（１件）…… 49

指　摘　事　項　の　概　要

Ⅰ　予算事務

１　予算流用の不適正（１件）

①　歳出予算の流用について（病院局総務課）

内　　容
歳出予算について、予算の定めがない項間の流用を行っていた。 ・概　　要：**厚生病院の企業債償還金の支出にあたり、予算が不足し、補正予算措置すべきところ措置を行わず、病院局の予算書には項間の流用ができる事項を定めていないにもかかわらず、建設改良費と企業債償還金の項間流用を行っていた。** ・流用元科目：（款）資本的支出　**（項）建設改良費**　（目）設備改良費、建設仮勘定 ・流用先科目：（款）資本的支出　**（項）企業債償還金**　（目）企業債償還金 ・流 用 金 額: 44,560,000円 ・発 生 の 要 因：担当者及び上司の関係法令への認識不足 ・指摘の考え方：予算流用が適正でないもの（地方公営企業法施行令の規定に反するもの）

Ⅱ　収入事務

１　歳入金の払込み遅延（１件）

②　歳入金の払込みについて（畜産試験場）

内　　容

出納員管理口座に入金されたウシ臨床検証事業委託契約外２件の収入について、指定金融機関等への払込みが遅延しているものがあった。

・概　　要

区　　分	**ウシ臨床検証事業委託**	現場後代検定調査 牛３頭　売払代金	口座利息
概　　要	**受託事業収入の収入方法を出納員管理口座への振込から納入通知書による払込みへ変更したにもかかわらず、相手方が出納員管理口座に入金したため、入金の確認が遅れたもの。**	相手方からの入金の連絡が遅れたため、入金の確認が遅れたもの。	利息発生時に出納員管理口座の利用がなく、入金の確認が遅れたもの。
金　　額	**720,000円**	3,729,358円	110円
納入期限	Ｒ７．５．15	―	―
収 納 日	Ｒ７．４．30	Ｒ８．２．12	Ｒ７．８．16
払込期限	**Ｒ７．５．２**	Ｒ８．２．16	Ｒ７．８．25
払 込 日	**Ｒ７．５．27**	Ｒ８．２．18	Ｒ７．９．16
遅延日数	**25日**	２日	22日

・発 生 の 要 因：担当者の失念及び上司の進行管理不足
・指摘の考え方：収納金の払込みが遅延しているもの（合計額５万円以上で１週間以上）

２　現金取扱いの不適正（１件）

③　預り金の保管について（西部総合事務所県民福祉局）

内　　容

預り金（一時保護された児童に係る県立学校諸経費の返還金）について、所有者に返還することなく金庫に保管したままとなっていた。

・概　　要：**措置児童に係る県立高校の学年費の返還金を預かるべきではないにもかかわらず、米子児童相談所職員が米子児童相談所の金庫内に現金1,506円とＲ７．２.21付けの県立高校発の文書１通が封入された封筒を預かり保管したまま、保護者に渡すことを失念していた。**
なお、Ｒ８.４月に米子児童相談所職員が保護者に謝罪し返金済みである。

・発生の要因：担当者の失念
・指摘の考え方：現金、有価証券の保管又は取扱いが適正でないもの（預かるべきではない現金を保管していたもの）

３　国庫支出金の受入れ手続の誤り（１件）

④　国庫支出金の受入れについて（中山間・地域振興局交通政策課）

内　　容

鳥取空港国際線ターミナル空調熱源機器改修事業に充当する空港脱炭素化推進事業費補助金について、消費税等を含まず国庫補助金の事務手続を行ったため、消費税相当額の交付を受けられなかった。

・概　　要：Ｒ６年度に、**補助金募集要領の消費税の取扱いを誤認し、消費税抜きで応募**し補助金の内定を受けたため、交付申請等補助金交付手続を消費税抜きで行うこととなり、本来受けられた**消費税相当額（２か年度分）の交付を受けることができなかった**。

（単位：円）

区分	消費税	事業費			国庫		
		Ｒ６	Ｒ７	計	Ｒ６	Ｒ７	計
実績額	税抜	58,554,546	88,179,455	146,734,001	29,277,000	44,089,000	73,366,000
	税込	64,410,000	96,997,400	161,407,400	32,205,000	48,498,700	80,703,700
				差　引	△2,928,000	△4,409,700	**△7,337,700**

・補助事業期間：Ｒ６.９～Ｒ８.１（２か年事業）
・補助金内定日：Ｒ６．８.30
・交付決定日：Ｒ６．９.27（交付決定額：88,410,000円（税抜））
・額の確定通知日：Ｒ８．３.24（確定額：73,366,000円（税抜））
※税込実績額：80,703,700円
・差引財源不足額：7,337,700円

・発生の要因：担当者及び上司の消費税の取扱いへの認識不足
・指摘の考え方：申請金額を誤っているもの（歳入不足が生じたもの）

Ⅲ　支出事務

１　増額の支出負担行為を伴う契約（変更契約）締結の遅延又は遡り（３件）

⑤　変更契約締結の事務手続について（政策戦略局関西本部）

内　　容
夢みなとタワー鳥取県大阪・関西万博サンドアライアンス交流記念エリア（仮称）設置業務委託契約について、遡って変更契約していた。 ・概　　要：当該交流記念エリアのオープン１か月前に急遽展示物の追加や仕様の変更が必要となり、契約期間の延長を含む変更が必要であったが、所要額の精査と予算措置に時間を要したため、当初の契約期間終了後に、遡って変更契約を締結していた。 ・相　手　方：Ａ（株） ・契 約 方 法：随意契約（一者） ・当 初 契 約 日：Ｒ８.１.５ ・当初契約金額：14,960,000 円 **・当 初 委 託 期 間：Ｒ８．１．５～Ｒ８．１.31** ・変更後委託期間：Ｒ８．１．５～Ｒ８．３.31 ・変 更 契 約 日：Ｒ８.１.19 ・見 積 書 日 付：Ｒ８．２．３ **・変更契約伺決裁日：Ｒ８．３.13** ・変更後契約金額：19,307,090 円 **・遡　り　日　数：1 か月 22 日** ・発生の要因：契約内容の決定及び予算の調整に時間を要したもの。 ・指摘の考え方：支出負担行為が適期に行われていないもの（契約書を作成するもので履行後に行ったもの）

⑥　契約締結の事務手続について（観光交流局まんが王国官房）

内　　容
「まんが王国とっとり生誕104年水木しげる生誕祭」制作業務委託契約について、遡って契約していた。 ・概　　要：当該契約については、イベントを実施すること及びその実施日については双方合意していたが、仕様書の確定、チケット販売収入の取扱い等、細かな調整に時間を要し、契約事務が間に合わなかったため、遡って契約を締結していた。 ・相　手　方：Ｂ（株） ・契 約 方 法：随意契約（一者） **・契　約　日：Ｒ7.11.４** ・委 託 期 間：Ｒ７.11.４～Ｒ８．３.23 ・イベント実施日：Ｒ８．３．７ ・発注伺決裁日：Ｒ８．２.26 ・見積書受付日：Ｒ８．３．４ **・契約伺決裁日：Ｒ８．３．５** ・契 約 金 額：2,206,700円（上限） **・遡　り　日　数：４か月１日** ・発生の要因：担当者及び上司の進行管理不足 ・指摘の考え方：支出負担行為が適期に行われていないもの（３か月以上の遡及）

⑦　変更契約締結の事務手続について（美術館）

内　　容
令和７年度コネクションズ展に係る関連プログラムと作品撤去指導等業務委託契約について、遡って変更契約していた。 ・概　　要：契約書に規定されていない業務（作品の返却輸送の監督等）を契約に含むものと誤認していたため、当初の契約期間終了後に業務の追加と業務期間延伸を遡って変更契約を締結していた。 ・相　　手　　方：個人Ｃ **・当初業務期間：Ｒ８．２．６～Ｒ８．３.25** ・変更後業務期間：Ｒ８．２．６～Ｒ８．３.27 ・当初契約金額：1,155,000円 ・変更後契約金額：1,455,000円 **・変更契約伺決裁日：Ｒ８．３.31** ・変更契約日：Ｒ８．３.23 ・遡り日数：８日 **・変更業務内容**

日時	内容	
	変更前	変更後
Ｒ８．３.23～３.25	作品撤去指導	作品撤去指導、梱包指導
Ｒ８．３.26～３.27	―	返却輸送の監督、到着後の点検

・発生の要因：担当者の契約書への認識不足及び上司の内容確認不足
・指摘の考え方：支出負担行為が適期に行われていないもの（契約書を作成するもので履行後に行ったもの）

２　支出金額の誤り（１件）
⑧　職員旅費について（八頭県土整備事務所）

内　　容
職員旅費について、過大に支出しているものがあった。 ・概　　要：法人向け予約システムを利用できない航空路線の利用にあたっては、旅費システムで計算した額と実支出額とを比較し、額の少ない方を旅費として支給することとなっている。**旅行伺時に旅費システムで計算した結果を精算の際に実支出額に修正していなかったため、実際の航空賃等と比べ過大な積算となり、電子出納員も実支出額を確認することなく決裁し旅費を過大に支出していた。** ・旅行者：職員Ｄ ・用務先：青森県 ・旅行期間: Ｒ７．８.26～30 ・誤支給額: 127,500円（うち、羽田－青森間往復航空賃 89,120円） ・正当額：65,404円（同　27,024円） **・差　　引：62,096円**　※Ｒ８．８.19返納済 ・誤りの原因：航空賃の実支出額の未確認 ・発生の要因：旅行者及び電子出納員の内容確認不足 ・指摘の考え方：支出金額が誤っているもの（合計額５万円以上）

３　支払遅延（２件）

⑨　負担金の支払について（観光交流局観光戦略課）

内　　容

負担金（観光情報システム分担金）について、支払が遅延しているものがあった。

・概　　要：観光情報システム分担金について、Ｒ７.８.５に請求書を受領していたものの、**担当者が支払を失念したまま簿冊に綴っており、支払漏れとなっていたもの。**
・相　手　方：(公社) Ｅ
・支 払 金 額：200,000円
・請求書の日付：Ｒ７．７.30
・請求書受理日：Ｒ７．８．５
・支　払　期　限：Ｒ７．８.31
・支出命令起案日：Ｒ８．３.23
・支出命令決裁日：Ｒ８．３.23
・支　　払　　日：Ｒ８．３.31
・遅　延　日　数：７か月

・発生の要因：担当者の失念及び上司の進行管理不足
・指摘の考え方：支払が遅延しているもの（３か月以上の遅延）

⑩　延滞金の支出について（企業局本局）

内　　容

アンシラリーサービス料金について、支払の遅延により延滞金を支出していた。

・概　　要：令和７年４月分西部水力電気料金（横瀬川発電所）外３件のアンシラリーサービス料金について、所属のメールに送られていた請求書の確認が遅れたため、**支払が期限に間に合わなかったことにより延滞金を支出していた。**

※アンシラリーサービス料金：発電設備を高圧・特別高圧の電線路に接続し、発電された電気を自ら使用（自家消費）する場合に、電力の周波数を安定させるための費用として一般送配電事業者へ支払う料金。

区分	横瀬川発電所	私都川発電所	若松川発電所	賀祥発電所
請求者	(株) Ｆ	(株) Ｆ	(株) Ｆ	(株) Ｆ
Ｒ７年４月分料金	66,495円	46,145円	30,360円	29,755円
支払期限	Ｒ７．６．２	Ｒ７．６．２	Ｒ７．６．２	Ｒ７．６．２
請求日	Ｒ７．５．７	Ｒ７．５．７	Ｒ７．５．７	Ｒ７．５．７
請求メール受理日	Ｒ７．５．７	Ｒ７．５．７	Ｒ７．５．７	Ｒ７．５．７
支払日	Ｒ７．６.20	Ｒ７．６.20	Ｒ７．６.20	Ｒ７．６.20
遅延日数	18日	18日	18日	18日
遅延利息	**298円**	**206円**	**136円**	**133円**

・発生の要因：担当者及び上司の債権者からの請求状況及び所属メールの確認不足
・指摘の考え方：支払が遅延しているもの（延滞金を支払ったもの）

４　歳出戻入の遅延（２件）

⑪　委託料の歳出戻入について（観光交流局国際観光課）

内　　容
委託料（令和７年度米子鬼太郎空港リムジンバスの運行業務（ソウル便）委託契約に係る概算払額）の歳出戻入について、返納手続が遅延していた。 ・概　　要：令和７年度米子鬼太郎空港リムジンバスの運行業務（ソウル便）委託契約について、10月26日からの減便に伴い減額の変更契約を９月25日に締結した。**既に支払った概算払額が変更契約の金額を上回ったため、過払金の歳出戻入をしなければならないが、手続が遅延し12月２日に返納通知を発行したもの。** ・業　務　名：米子鬼太郎空港リムジンバスの運行業務（ソウル便） ・相　手　方：Ｇ（株） ・契 約 方 法：随意契約（１者） ・当初契約日：Ｒ７.４.１ ・業 務 期 間：Ｒ７．４．１～Ｒ８．３.31 ・当初契約金額：15,392,000円 ・概算払の日：Ｒ７．７．１ ・概 算 払 額：15,392,000円 **・変更契約日：Ｒ７．９.25** ・変更契約金額：14,089,600円 ・過　払　額：1,302,400円 **・返納通知日：Ｒ7.12.２** ・返 納 期 限：Ｒ７.12.12 ・納　入　日：Ｒ７.12.11 **・遅 延 日 数：２か月７日** ・発生の要因：担当者の失念及び上司の進行管理不足 ・指摘の考え方：歳出戻入が遅延しているもの（返納額の合計額10万円以上で１か月以上）

⑫　委託料の額の確定に伴う返納金について（観光交流局国際観光課）

内　　容
令和６年度米子鬼太郎空港リムジンバスの運行業務（ソウル便）委託契約に係る委託料の額の確定に伴う返納金について、返納手続が遅延していた。 ・概　　要：**受託者が業務完了報告書等の提出を失念し受理が遅延したことに伴い、委託料の額の確定と額の確定に伴う返納金の返納手続が遅延した。** **令和６年度に歳出戻入で処理すべきものであるが、出納整理期間経過後に発覚したため、令和７年度の調定で処理したもの** ・業　務　名：米子鬼太郎空港リムジンバスの運行業務（ソウル便） ・相　手　方：Ｇ（株） ・契 約 方 法：随意契約（１者） ・業 務 期 間：Ｒ６．４．３～Ｒ７．３.31 ・委託料上限額：10,400,000円 ・概算払済額：10,400,000円(①Ｒ６．５.24 9,235,200円 ②Ｒ７．２.12 1,164,800円) ・報告書日付：Ｒ７．９.30 **・報告書受理日：Ｒ7.10.14** ・業務完了日：Ｒ７．３.31 **・提 出 期 限：Ｒ７．４.10** **・検査の期限：Ｒ７．４.20** ・検査年月日：Ｒ７.10.14 ・額の確定日：Ｒ７.10.28 **・調　定　日：Ｒ7.10.28** ・委託料確定額：10,344,450円 **・返　還　額：55,550円** **・遅 延 日 数：６か月８日** ・発生の要因：受託者の書類提出の失念及び担当者の督促の失念 ・指摘の考え方：歳出戻入が遅延しているもの（返納額の合計額１万円以上で３か月以上）

Ⅳ　契約事務

１　予定価格調書の未作成（３件）

⑬　予定価格調書の作成について（栽培漁業センター）

内　　容
非常用発電機定期点検業務委託契約について、予定価格調書を作成していなかった。 ・概　　要：**予定価格が100万円以上であるにもかかわらず、予定価格調書の作成を失念していた。** ・契約相手：（株）Ｈ ・業務内容：非常用発電機定期点検業務 ・契約方法：随意契約（４者による見積り合わせ） **・予定価格：1,760,000円** ・契約金額：1,705,000円 ・契 約 日：Ｒ７.８.７ ・契約期間：Ｒ７.８.７～Ｒ７.11.28 ・発生の要因：担当者の失念及び職員の関係規程等への認識不足等 ・指摘の考え方：予定価格が決定されていないもの（１件100万円以上のもの）

⑭　予定価格調書の作成について（境高等学校）

内　　容
鳥取県立境高等学校同窓会館研修室２エアコン取替委託業務契約について、予定価格調書を作成していなかった。 ・概　　要：**予定価格が100万円以上であるにもかかわらず、予定価格調書を作成していなかった。**発注伺時に、統括審査課が予定価格調書の作成について注意喚起をしていたが、作成を失念していた。 ・契 約 方 法：随意契約（３者による見積り合わせ） ・発注伺決裁日：Ｒ８．１.13 ・見積書提出期限：Ｒ８．１.23 ・見積書受理日：Ｒ８．１.22～23 ・契 約 相 手：Ｉ（有） **・予 定 価 格：1,366,200円** ・契 約 金 額：873,400円 ・発生の要因：担当者及び上司の関係規程等への認識不足等 ・指摘の考え方：予定価格が決定されていないもの（１件100万円以上のもの）

⑮　予定価格調書の作成について（境高等学校）

内　　容
野球グラウンド天井ネット他補修委託業務契約について、予定価格調書を見積書受領後に作成していた。 ・概　　要：**予定価格調書の作成時期を失念し、見積依頼業者３者のうち２者からの見積書受理後に作成していた。** ・契 約 方 法：随意契約（３者による見積り合わせ） ・発注伺決裁日：Ｒ８．２.26 ・見積書提出期限：Ｒ８.３.５ **・見積書受理日：Ｒ８．２.27（（株）Ｊ社）、３．２（（有）Ｋ社）**、３．４（（株）Ｌ社） **・予定価格調書作成日：Ｒ８．３．３** ・契 約 相 手：（株）Ｊ **・予 定 価 格：1,342,000円** ・契 約 金 額：1,342,000円 ・発生の要因：担当者の失念及び上司の確認不足 ・指摘の考え方：予定価格が決定されていないもの（１件100万円以上のもの）

Ⅴ　補助金等事務

１　実績報告の遅延（２件）

⑯　補助事業に係る実績報告書の受理について（健康医療局医療政策課）

内　　容
令和５年度鳥取県救急救命士病院実習受入促進事業費補助金について、実績報告書の受理が遅延していた。 ・概　　要：令和５年度鳥取県救急救命士病院実習受入促進事業費補助金については、Ｒ６年度に各補助事業者から実績報告を受け、国に実績報告を行い、Ｒ７年度に国から額の確定通知を受けた上で各補助事業者に額の確定通知を行った。**各補助事業者への額の確定通知を起案する段階で病院事業管理者から実績報告書が提出されていない（当該報告書に添付すべき資料のみ受け取っていた）ことに気付いた。当該補助事業者に対し日付を遡った実績報告書の提出を依頼し、結果として実績報告書の受理が遅延することとなった。** ・補助事業者：病院事業管理者 ・補助金額：684,000円 ・補助事業の完了日：Ｒ６．３.14 ・国への実績報告日：Ｒ６．４.10 ・国からの額の確定通知の受付日：Ｒ７．４.11（施行日はＲ７．３.25） **・実績報告書提出期限：Ｒ６．４．５** ・補助事業者への額の確定通知日：Ｒ７.５.９ **・実績報告書の受理日：Ｒ７．５.29** **・遅　延　日　数：１年１か月24日** ・発生の要因：担当者及び上司の提出書類の確認不足 ・指摘の考え方：実績報告書が遅延しているもの（６か月以上の遅延）

⑰　補助金の実績報告書について（病院局総務課）

内　　容
令和５年度鳥取県救急救命士病院実習受入促進事業費補助金について、実績報告書の提出が遅延していた。 ・概　　要：補助事業を実施した厚生病院は、病院局総務課を経由することなく、実績報告書の添付資料のみを医療政策課に提出し、実績報告手続が完了したものと誤認しており、また、病院局総務課は、実績報告書が未提出であることを認識していなかった。**令和７年４月に医療政策課から病院局総務課に実績報告書が未提出であるとの連絡があり、日付を遡って実績報告書を作成し提出していた。** ・交付申請日：Ｒ５．９.13 ・交付決定日：Ｒ５.12.20 ・交付決定額：684,000円 **・実績報告提出期限：Ｒ６．４．５** ・実績報告決裁日：Ｒ７．５.27 **・実績報告提出日：Ｒ７．５.29** ・実績報告額：684,000円 **・遡　り　日　数：１年１か月24日** ・発生の要因：組織間の情報伝達不足並びに担当者及び上司の進行管理不足 ・指摘の考え方：実績報告書が遅延しているもの（６か月以上の遅延）

Ⅵ　財産管理事務

１　公用車の車検切れ（１件）

⑱　公用車の管理について（企業局本局）

内　　容
公用車の管理について、自動車検査証及び自動車損害賠償責任保険の有効期間が経過した公用車を使用していた。 ・概　　要：**保有する３台の公用車のうち１台について、自動車検査証の有効期間及び自動車損害賠償責任保険の保険期間が経過した後に使用していた。** ・登 録 番 号：鳥取300と2822 ・有効期間満了日：車検　Ｒ７．１．22、自賠責保険　Ｒ７．２．21　午前12時 ・判 明 日 時：Ｒ７.12.３　午後２時頃 ・発生の要因：担当者の失念及び上司の確認不足 ・指摘の考え方：管理が適正でないもの（道路運送車両法等の法令違反）

２　郵券類の管理の不適正（１件）

⑲　郵券類の管理について（図書館）

内　　容
郵券類の管理について、他団体に郵券を使用させて同額の郵券の受入れを繰り返していた。 ・概　　要：**郵券について、県が事務局を務める団体Mに恒常的に使用させていた。なお、団体Mは、郵券の使用後、使用した郵券を返還していた。また、団体Mの郵券の使用及び返還について、県の郵券受払簿に払出及び受入として記載していた。** ・相　手　方：団体M **・使用させた郵券額：Ｒ７年度31,860円** **・使　用　期　間：１日～22日** （単位：円） 区分 / 県 受入 / 県 払出 / **団体M 返還** / **団体M 使用** / 計（県の郵券受払簿記載額） 受入 / 計（県の郵券受払簿記載額） 払出 前年度繰越 / 54,881 / 0 / 54,881 Ｒ７．４ / 54,881 / 3,675 / **0** / **110** / 54,881 / 3,785 Ｒ７．５ / 6,000 / 3,150 / **4,220** / **4,110** / 10,220 / 7,260 Ｒ７．６ / 0 / 3,230 / **0** / **4,220** / 0 / 7,450 Ｒ７．７ / 880 / 3,130 / **10,770** / **6,550** / 11,650 / 9,680 Ｒ７．８ / 16,600 / 7,145 / **620** / **620** / 17,220 / 7,765 Ｒ７．９ / 0 / 6,260 / **0** / **0** / 0 / 6,260 Ｒ７.10 / 4,000 / 6,570 / **4,100** / **4,100** / 8,100 / 10,670 Ｒ７.11 / 0 / 2,440 / **4,490** / **4,490** / 4,490 / 6,930 Ｒ７.12 / 1,594 / 4,000 / **3,630** / **3,630** / 5,224 / 7,630 Ｒ８．１ / 0 / 6,270 / **110** / **290** / 110 / 6,560 Ｒ８．２ / 6,600 / 13,690 / **180** / **0** / 6,780 / 13,690 Ｒ８．３ / 10,000 / 9,700 / **3,740** / **3,740** / 13,740 / 13,440 合計 / 100,555 / 69,260 / **31,860** / **31,860** / 132,415 / 101,120 翌年度繰越 / 31,295 / 0 / 31,295 ・発生の要因：担当者及び上司の郵券類の管理の理解不足 ・指摘の考え方：管理の事務手続が適正でないもの（物品の公務外業務への使用）